

宙拓くプロヒーラー養成講座受講同意書

史彩乃（以下「甲」という）が開催する宙拓くプロヒーラー養成講座（以下「本講座」という）を受講するにあたり、甲から開示される秘密情報、個人情報の取扱いに関し、（受講者を「乙」という）は、次の通り契約を締結し同意する。

第1条（秘密情報）

本契約において秘密情報（以下「本秘密情報」という）とは、文書・口頭その他有形無形を問わず、本講座に関連して甲より情報を開示された内容（以下「受講内容」という）をいう。甲から本講座を受領する側（以下「受講者」という）に対し、開示される一切の情報のうち、情報開示者が秘密情報として明示的に特定したものをいう。

但し、次に定めるものは、本秘密情報から除外するものとする。

- (1) 「甲」が開示した際に既に公知であった情報
- (2) 「甲」が開示した後に「乙」の責めによらないで公知となった情報
- (3) 「甲」が開示した際に既に「乙」が秘密保持義務を負うことなく保持していた情報
- (4) 「乙」が秘密保持義務を負うことなく独自に第三者から入手した情報
- (5) 「乙」が「甲」から開示された情報によらずして独自に開発した情報

第2条（個人情報）

本契約において個人情報（以下「本個人情報」という）とは「個人情報の保護に関する法律」第2条に定める情報で情報開示者が個人情報である旨を指定した情報をいい、公知であるかどうかは問わない。

第3条（秘密情報、個人情報保持）

1. 受講者は、受講内容のとおり商用使用し、宙拓くプロヒーラーとして活動することができる。
2. 受講者は、本講座内容について厳に秘密を保持し、「甲」に対して書面による承諾を得ることなく、本講座内容を開示、漏洩をしてはならない。また本講座の内容について SNS などで開示してはならない。

第4条（非保証）

甲および乙は、本契約の締結によっては、本件に関し、本契約に定めるもの以外は相互に何らの権利を取得し、または義務を負うものではないことを相互に認める。

第5条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結の日から1年間とする。但し、甲または乙が期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し書面による本契約を終了させる旨の通知を行わなかった場合には、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。尚、本契約終了後も2年間は、本契約に基づく秘密保持義務は存続するものとする。

第6条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、かつこれに従い解釈されるものとする。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

以 上

平成 年 月 日

甲

乙